## 住民税非課税世帯等 支援給付金

福祉課 () 66-1104

**ID** 0290775

支給額 1世帯3万円 対象・提出書類

①住民税非課税世帯

対象と思われる方に郵送する確 認書などを返送してください。

②家計急変世帯(直近1カ月で ①相当に収入が減った世帯) 福祉課に申し出てください。

締切 9月30日田 (消印有効) 問合先 臨時特別給付金事務局(市 役所北棟2階第3会議室♥66-1224)

## 子どもの人権電話相談



市民課 () 66-1110

いじめ、虐待など、子どもの人権 に関わる悩み・心配などの相談に応 じます。相談内容は秘密厳守です。 ひとりで悩まず、気軽に相談してく ださい。

と き 8月23日 駅~29日 駅 平日:午前8時30分~午 後7時、田田:午前10時 ~午後5時

#### 相談専用電話

子どもの人権 110番 ( 0120-007 - 110)

問合先 名古屋法務局人権擁護部 ( 052-952-8111( 内線 1471))

### スタインウェイを弾こう!

市民会館 ( 67-5151 生涯学習課

と き 8月20日日 午前9時~午後5時

ところ 市民会館大ホール

対象 市内在住・在学の中学生以 上の方

※経験者または保護者同伴の場合は 小学生も可。

参加費 1,000円(1区分1時間) 申し込み 8月6日日~電話で市 民会館へ。

※楽器の持ち込みはできません。



### 愛知県在宅重度障害者手 当等の所得状況届などを 提出してください

福祉課 (66-1106



愛知県在宅重度障害者手当・特別 障害者手当・障害児福祉手当・経過 的福祉手当を受給中の方は、引き続 き対象となるかを確認するため、所 得状況届など提出する必要がありま す。受給者宛てに郵送された所得状 況届と通知に記載の持ち物を持っ て、福祉課に提出してください。 提出期間 8月1日 四~31日 雨

## 児童扶養手当などの 現況届を提出してください

子育て支援課 () 66-1108

児童扶養手当・県遺児手当・市遺 児手当・特別児童扶養手当の受給資 格者の方は、引き続き対象となるか を確認するため、現況届を提出して ください。

令和4年分の所得について申告 してない方は、至急、申告してくだ さい。現在は所得超過で申請してい ない方も、前年中の所得によっては 受給対象となる場合があります。該 当すると思われる方はお問い合わせ ください。

### 提出期間

児童扶養手当・県遺児手当・市遺 児手当

8月1日図~31日困

●特別児童扶養手当

8月10日雨~9月11日周

提出先 子育て支援課

※児童扶養手当一部支給停止適用除 外事由届出書が届いた方は、併せ て提出してください。

#### 母子家庭等出張就労相談

と き 8月21日 月

午前9時~午後3時30分

ところ 子育て支援課

## 戦没者に黙とうを

福祉課 () 66-1106

全国戦没者追悼式が行われます。 それぞれの場所で戦没者を追悼し、 黙とうをお願いします。

と き 8月15日図 正午~1分間



### 国・県の障害者手当未申請 の方は手続をしてください

福祉課 (66-1106

### 愛知県在宅重度障害者手当

#### **ID** 091380

対象 在宅であり、次のいずれか に該当する方

- ・身体障害者手帳 1・2級の方
- ・療育手帳A判定の方
- ・身体障害者手帳3級と療育手帳B 判定を併せてもつ方

※平成20年4月1日以降、身体障 害者手帳や療育手帳を新たに単独 で取得した65歳以上の方は対象外

### 手当月額 1種 15,500円、2種 6,750円 ※ 1 種とは、IQ35 以下で、身体障害

者手帳 1・2級。その他の方は2種。 支給月 4・8・12月

### 特別障害者手当

#### **ID** 0193623

- 対象 20歳以上で、常時介護を 必要とし次に該当する在宅の方
- ・身体障害者手帳 1・2 級程度の障 害が2つ以上ある方
- ・IQ35 以下で身体障害者手帳 1・ 2級程度の障害がある方
- ・身体障害者手帳 1・2 級程度の肢 体不自由の方 など
- ※認定には診断書による審査があり ます。

手当月額 27.980円 (障害の程度 に応じて加算あり)

支給月 2・5・8・11月

#### 障害児福祉手当

- 対象 20歳未満で、常時介護を 必要とし次に該当する在宅の方
- ・身体障害者手帳 1・2 級程度の障 害のある方
- ・IQ20 以下の方 など
- ※認定には診断書による審査があり ます。

手当月額 15,220円 (障害の程度 に応じて加算あり)

### 支給月 2・5・8・11月 【共通事項】

- ・所得制限により支給停止となる場 合があります。
- ・施設入所などをした場合は資格喪 失になります。

# 国外にいる方を扶養している方へ

税務課 () 66-1116



国外にいる30~70歳の方を市

県民税・所得税の扶養親族とする場 合は、令和5年~送金書類(38万円 以上)が必要です。※留学生、障害 者を除く。